

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスの基本原則は、企業価値の向上のため、経営の効率性、透明性を高め、企業の社会的責任を果たすこと、また、株主に対する経営の透明性を高めるためのコーポレート・ガバナンスを経営上の最重要課題と位置付け、企業活動を通じて継続的に収益をあげ、企業価値の向上を目指します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

| | |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---------------|----------|-------|
| 芙蓉土地建物株式会社 | 250,000 | 17.00 |
| 有限会社ドリーム・ワークス | 180,000 | 12.24 |
| 村木 ミチ | 112,300 | 7.63 |
| オートメックス株式会社 | 75,000 | 5.10 |
| ムラキ社員持株会 | 55,348 | 3.76 |
| エイケン工業株式会社 | 46,000 | 3.12 |
| ムラキ取引先持株会 | 40,000 | 2.72 |
| 楽天証券株式会社 | 29,800 | 2.02 |
| ムラキ役員持株会 | 25,451 | 1.73 |
| 株式会社SBI証券 | 25,000 | 1.70 |

| | |
|-----------------|--|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | |
|-----------------|--|

| | |
|--------|----|
| 親会社の有無 | なし |
|--------|----|

補足説明

3. 企業属性

| | |
|-------------|-----------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 JASDAQ |
|-------------|-----------|

| | |
|-----|----|
| 決算期 | 3月 |
|-----|----|

| | |
|----|-----|
| 業種 | 卸売業 |
|----|-----|

| | |
|---------------------|--------------|
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
|---------------------|--------------|

| | |
|-------------------|---------|
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円未満 |
|-------------------|---------|

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 10名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 4名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 1名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | |
| 長澤 正浩 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--------------|--|
| 長澤 正浩 | | | 公認会計士として、企業監査やコンサルティングの豊富な経験を有し、企業経営に関するこれまでの経験や知見をふまえ、社外取締役として適任であると判断しました。 |

| | |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 5名 |

| | |
|--------|----|
| 監査役の人数 | 3名 |
|--------|----|

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社監査役及び内部監査室は会計監査人と必要の都度相互の情報交換、意見交換を行うなどの連携を図り、監査の実効性と効率性の向上を目指しています。また、内部監査室が主体となり、役員、監査役及び会計監査人が参加した内部統制委員会を定時開催し、グループ全体の業務監視を行っております。

| | |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 川口 幸信 | 税理士 | | | | | | | | | | | | | |
| 湊 信明 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--------------|--|
| 川口 幸信 | | | 税理士として財務及び経理に精通しており、専門知識を生かし各種アドバイスを受けております。また、当社との取引関係は一切ないため独立性が高く、一般株主との利益相反の恐れがないことなどの理由で、独立役員に指定しております。 |
| 湊 信明 | | | 弁護士として法令について高度な能力・識見を有しており、専門知識を生かし各種アドバイスを受けております。また当社との取引関係が一切ないため独立性が高く、一般株主との利益相反の恐れが無いことなどの理由で、独立役員にしております。 |

【独立役員関係】

| | |
|--------|----|
| 独立役員の数 | 3名 |
|--------|----|

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブは付与していません。当社役員退職慰労金規定は、期末決算の黒字計上かつ配当を行う場合のみ、該当期間に関する役員退職金の積立を実施し、赤字又は無配の場合は積立を行っていません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は、平成29年度においては以下の通りであります。
取締役を支払った報酬等の総額は69百万円(うち社外取締役6百万円)、監査役を支払った報酬等の総額は22百万円(うち社外監査役5百万円)、合計91百万円です。取締役の報酬等の総額には、当事業年度に計上した退職慰労引当金8百万円及び退職慰労金2百万円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役には社内メールにより会社情報を常時伝達する他、取締役会への出席、重要事項については代表取締役との間で適時に意見交換を行っております。また、社外監査役は監査役会に出席し常勤監査役並びに内部監査室担当が随時、情報を伝達しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会制度を採用しております。監査役3名のうち2名は社外監査役であり、取締役会その他重要な会議にも出席するほか、経営トップとも意見交換を行い、公正な経営監視体制をとっております。また、取締役会は、経営の透明性とステークホルダーに対する説明責任を一層向上させるため社外取締役1名を含む4名で構成しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、企業価値向上のため、経営の効率化、透明性を高め、企業の社会的責任を果たすこと、株主に対する経営の透明性を高めるため、コーポレート・ガバナンスを経営上の最重要課題と位置づけておりますことから、当該体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|-----|---|
| その他 | 株主総会招集通知及びその添付資料、決議通知、株主通信については、発送日以降に当社ホームページにも掲載し、利便性の向上及び情報開示に努めております。 ホームページIR情報 http://muraki.co.jp/hp/investor/ir_library |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|--|---------------|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 実施検討中 | なし |
| IR資料のホームページ掲載 | 年次・半期報告書・四半期報告書・決算短信・その他プレスリリースすべてを開示しております。また、投資家向けの株主通信を作成し、ホームページに掲載しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 総務人事部 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 平成16年1月当社の経営理念関係の再構築の際、当社の経営方針としてステークホルダーへの公約事項を明確に定めております。 |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

わが国において、開示情報に関する信頼性が大きく揺らぐ事件が発生していることに伴い、証券市場を監督する金融庁や証券取引所より、上場企業に対する様々な規制が出てきました。平成18年6月に成立した金融商品取引法において、上場企業等は平成20年4月1日以後開始する事業年度から、財務報告に係る内部統制を構築の上、自ら評価しその結果を開示することが義務付けられました。

当社は上場企業として信頼性のある財務報告を確保するために、内部統制基本方針書を策定し内部統制システムに関して構築、運用及び評価基準を明確化いたしました。

2. 整備状況

(1)総務人事部において、社内規定の整備、決裁書等社内承認制度の運用、経理部における予算実績管理、販売部における各種契約締結の促進、また、内部監査室においては、内部管理体制の整備・運用状況に関する内部統制システム監査を実施し、内部管理体制の継続的な改善を実施しております。

(2)内部統制システムの整備を行うため、取締役を責任者に任命し事務局に担当部長を置くと共に、監査役、各部門長を委員とし、監査法人の指導のもとに「内部統制委員会」を定期的開催し、「企業倫理行動規範」、「内部通報処理規定」を制定した他、「財務報告に係る内部統制の評価及び内部統制監査に関する実施基準の設定」に基づき、内部統制システムの継続的改善を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、社会・環境行動基準において、暴力団対策法等の法令に則り、反社会的勢力からの不当な要求に応じたり、反社会的勢力を利用するなどの行為を行わないことを、企業倫理行動規定第7章第20項(反社会的勢力との対決)において「当社は、反社会的な活動にたいしては、毅然とした態度で挑み、一切の関係を遮断する」と定めています。

2. 整備状況

(1)対応部署及び不当要求防止責任者の設置状況

当社は不当要求に対する対応統括部署として、本社総務人事部が中心となり担当する。また全社に係る不当な要求防止責任者を総務人事部長が担当し、各支店・営業所については、支店長及び営業所長が各事業所の責任者を兼ねている。また、並行して、本社総務人事部あてに報告を行っている。

(2)外部の専門機関との連携状況

管轄警察署担当係官並びに弁護士等の専門家等と、平素から緊密な連携を保ち、相談、助言及び指導等を受けております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンス模写図

